

多目的スペース（市民協働会議室）利用手引き

多目的スペースは、市民団体等による地域の課題解決に取り組む市民活動を支援するため、会議や打合せ、イベント等の場として設けたものです。

一般的な貸館施設とは異なり、公共性の高い活動のみを対象として、無料で利用できます。

名称	多目的スペース 101・多目的スペース 102 (パーティションで区切りあり、1室としても利用可)
床面積	120㎡(101) 55㎡(102)
室内高	各2.5m
収納人数	約50人(101) 約25人(102)
利用対象団体	次のすべての条件を満たす団体が利用できます。 ①四街道市みんなで地域づくりセンターのホームページに団体基本情報を掲載している団体又は自治会。 ②市内で継続的に地域の課題解決に取り組む市民活動を行っていること。 ※イベントでの利用は、市が共催又は後援する場合に限る。なお、市役所の開庁日(平日及び第2・4日曜日)にイベントで利用する場合は、イベント参加者に第3駐車場に駐車するよう案内すること。
利用日時	平日 午前9時30分から午後7時00分まで 土日祝 午前9時30分から午後5時30分まで ※利用は30分を1コマとし、利用にあたっては原則2日間(連続使用)を限度とします。予約開始時間は00分または30分からとします。(例:9:35~10:05は予約不可とする) ※年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休館日とします。なお、施設の維持管理のため、臨時に休館日を設ける場合があります。
利用料	無料
予約方法	使用する日の3ヶ月前から使用日の3営業日前までにみんなで課にWebフォームから予約。(予約の確定はメールでご連絡します) ※イベントを実施する場合は事前に企画書等を提出すること。 ※希望日時が重なった場合は、先着順とする。 ※予約のキャンセルは、事前に四街道市みんなで課までメールにてご連絡ください。
備品	会議テーブル34台、折りたたみ椅子99脚、ホワイトボード1台、マイク・アンプ1台(マイク・アンプを使用する場合は、多目的スペース101、102両方予約してください。)
実績報告	利用実績を把握し今後の運営改善に活用するため、利用終了後、Webフォームから利用実績を提出してください。

【利用方法について】

次のいずれかに該当する場合、利用はできません。

- (1) 作品等の展示を目的とする活動
- (2) 運動等の身体活動及び騒音を伴う活動
- (3) 公序良俗に反する恐れがあると認められる活動
- (4) 政治的・宗教的活動
- (5) 営利を主目的とした活動
- (6) その他、管理運営上支障があると認められる活動

【留意事項】

- (1) 多目的スペースの鍵の貸し出し・返却は、本館1号棟（中央監視室）で行ってください。多目的スペース利用後は鍵を施錠してください。なお、鍵の貸し出しは利用時間の10分前とし、返却は使用後10分以内とします。
- (2) 利用時間（準備から後片付けを含みます）を厳守してください。
- (3) 利用後は照明・空調機器の電源をオフ、窓の戸締りを確認し、ゴミ等はすべてお持ち帰りください。
- (4) 利用者が施設、設備等を紛失、損傷、滅失した場合は、原則としてその損害を請求します。
- (5) 庁舎敷地内は全面禁煙です。
- (6) 多目的スペースは、市民活動の支援を目的としており、一般的な貸館施設とは位置づけが異なります。講演会、展示会、集客型イベントなど、他の市の施設等で実施可能な活動については、そちらの利用をお願いする場合があります。
- (7) 調理、火気の使用は厳禁です。
- (8) 内鍵をかけてのご利用はご遠慮ください。
- (9) 多目的スペースを利用している間は、扉に掲げている札を「利用中」にしてください。
- (10) 市の事業等で使用できない日があります。ご了承ください。

【問合せ先】

所在地 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

問合せ 四街道市地域共創部 みんなで課地域づくり係

Tel 043-420-7525 Fax 043-424-8920

9：00～16：30（平日のみ）

メール yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp